

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第11号】

三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年三浦市
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地域手当」の次に「、住居手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。